

道路(区道)占用(足場・仮囲い・危険防止・ゴンドラ等)許可を申請される方へ

解体・新築工事に伴うものは他の申請も必要になります。

◎申請から許可書受け取りまでの手順

区役所

道路占用許可申請書等の提出(①道路占用許可申請書(正・副)、②道路使用許可申請書(正・副)両方提出が必要)

↓ 審査後に、① 道路占用料を計算した計算書をつけて道路占用許可申請書(正・副)をお返します。

↓ ② 所轄警察署へ提出する道路使用許可申請書(正・副)に確認印を押してお返します。

所轄警察署

道路占用許可申請書・道路使用許可申請書の提出

↓ 所轄警察署で、① 道路使用許可申請書を提出します。

↓ ② 道路占用許可申請書に警察署の確認印を押してもらいます。

↓ (①の許可及び②には通常平日の中1~3前後かかるようです。)

区役所

道路占用許可申請書(正・副)計2部と、道路占用料を持って昼休みを避けて午後2時30分までに区役所においでください。審査・確認後、お渡しする納入通知書で区役所内の収納窓口に道路占用料を納付していただきます。その後、占用係の窓口で道路占用料の納付が確認された後、許可書を交付します。

◎申請書類

▶申請書類は、下表の占用物件の1~3区分ごとに正・副(正の写しで可)計2部提出してください。

① 道路占用許可申請書

② 案内図(インターネット等の地図でも結構です。)

③ 平面図

④ 側(立)面図

・道路境界(朱書で) ・占用物件及びその寸法 ・歩車道の別 ・道路の幅員(実測)

・前面道路の付属物(植え込み、電柱等) ・占用面積の計算式

・道路境界からの前面道路の付属物にいたるまでの距離を記入してください。

⑤ 写真 道路の状況を確認できるもの(前面道路の付属物と道路境界の有効幅員がすべて確認できること。)

* 写真上に朱書で占用物件の位置と道路境界を示してください。

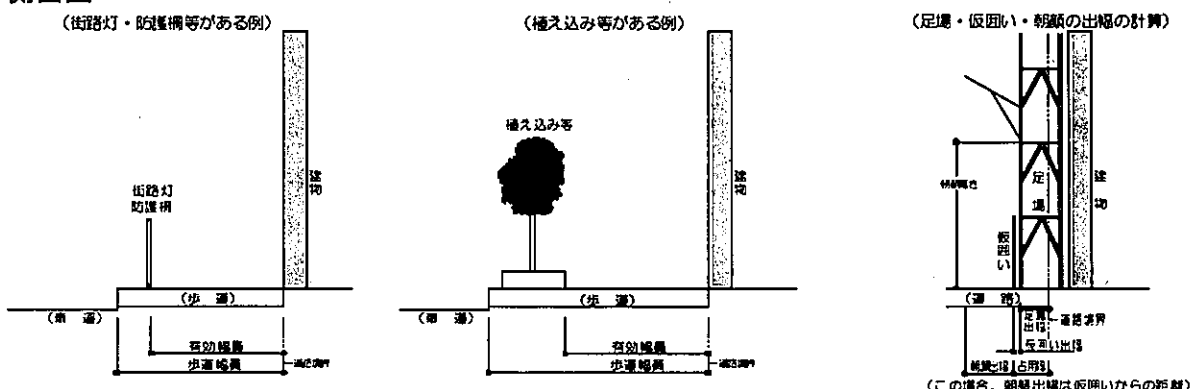
⑥ ゴンドラ検査証(ゴンドラの場合のみ)

◎許可基準(占用物件の区分ごとに申請が必要です。)

占用物件		出幅等の制限
1	足場 仮囲い (金網、防災シート、防音シート、フラットパネル、鋼板パネル等)	歩道 ... 有効幅員の3分の1以下にして 1m以下 (設置後、幅員1.5m以上残してください。) 車道 ... 有効幅員の8分の1以下にして 1m以下 掛け出し足場 ... 掛け出し足場の場合も上空の出幅制限は同じ、 (はねだし足場) その出幅が占用料の計算の基礎になります。 掛け出し足場の高さは路面から、歩道...3m以上、車道...4.5m以上必要です。
2	危険防止施設 (朝顔・養生架台)	出幅は必要最小限(歩道の場合は歩道幅まで)高さの制限があります。 高さは、路面から 歩道...4m以上、車道...5m以上 必要です。
3	ゴンドラ	原則として養生架台の上を移動するものとして、養生架台の申請も同時に必要です(危険防止施設として申請します)。 道路占用料の計算の基礎はゴンドラの大きさ(投影面積)です。

▶ 足場等の出幅、延長、構造、設置方法は道路占用許可条件ですので、遵守してください。

◎側面図



(この場合、朝顔出幅は仮囲いからの距離)

※ロングスパン工事用エレベーターについては、原則、道路占用は認めていません。

◎申請書の記入例(略例)

(例) 足場を三方の道路上に組み、その外側を防災・防音シート囲う

でかこんでください

第1号様式(第2条・第19条関係)

道路占用許可申請書

(宛先) 中央区長

住所氏名 担当者 TEL ()

道路法第32条第35条の規定により許可を申請します

住居表示でき記載

☆危険防止(朝顔・養生架台)、ゴンドラ等があるときは別に申請が必要です

占用の目的	○ ○ ビル ○ ○ 工事		
占用の場所	路線名	特別区道	中京第55号線
	場所	中央区	銀座一丁目1番1号
占有物件	名称	足場・仮囲い	
	規模	出幅(m)	延長(m)
		0.6 × 10.7(歩)	面積(m ²)
		0.6 × 8.7(車)	5.22
0.8 × 252(車)	20.16		
数量	計 31.8		
占有期間	令和4年4月15日	から	令和4年5月14日まで
	占有物件の構造	別添のとおり	

「路線番号図」で確認して記入してください

占有物件を設ける箇所ごとに車道・歩道の別を記入してください

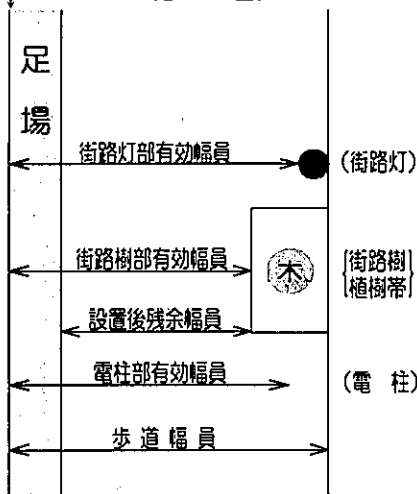
占有の必要な最小限の期間(例)
令和4年4月15日から
令和4年5月14日まで
この場合、期間は
1ヶ月になります
令和4年5月15日まで
なら2ヶ月です

占有料の単位は月毎、m²未満切り上げです

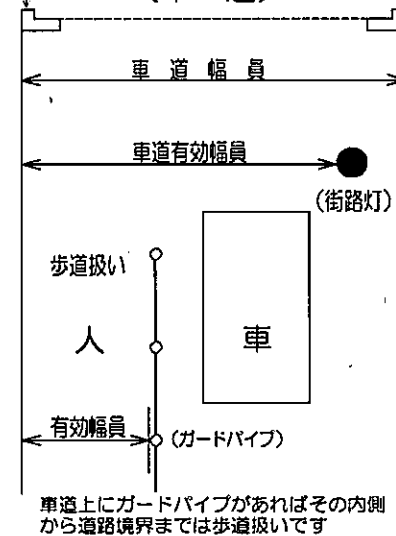
上記の場合、占有料の単位は、足場・仮囲い 32単位 になります。

◎有効幅員のとりかた

道路境界 (歩道)



道路境界 (車道)



中央区は交通量も多く幅員も総じて狭いため、電柱、街路灯、植樹ます等があつて通行できない部分は車道・歩道幅から除きます。

占有行為に対して通行人から区に寄せられる苦情の多くは、特に雨の日の、「傘がまともにはさせない」「雨が肩にかかるような通りにするな」などです。

足場・仮囲いの占有幅は最大でも1mです。歩道では占有物件設置後も、通行できる幅員が1.5mは残るようにしてください。

▶ 歩行者通路の確保について

中央区道路占用許可基準及び道路占用物件配置基準、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省 現国土交通省)等に示されています。コーナー部は歩行者等の見通しなどの安全対策をしてください。

▶ ハンドホール、マンホール等の出入りの支障となる場合は、申請の前に各企業に問い合わせてください。

(中央区役所の窓口)

問合せ先 環境土木部管理調整課 占有係

(電話) (3546)5416~8